

平成30年度から適用される個人住民税の主な改正点

『セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設』

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている個人が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る一定の「スイッチOTC医薬品」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額（最大8万8千円）を所得から控除できる医療費控除の特例が創設されました。（従来の医療費控除との選択適用）

・対象となる人

健康の維持増進及び疾病の予防への「一定の取組」（注1）を行い、平成29年1月1日以降に、「スイッチOTC医薬品」（注2）を1年間に1万2千円以上購入した人

（注1）「一定の取組」とは？

以下の5つのいずれかの取組のことです

1. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主健診）
4. 健康診査（いわゆる人間ドック等）
5. がん検診



（注2）「スイッチOTC医薬品」とは？

医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品です

※具体的な対象品目は、厚生労働省のホームページ「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」をご覧ください

・適用期間

所得税は平成29年分から5年間、個人住民税は平成30年度から5年間です

・注意点

1. この特例を受けるには、所得税の確定申告または個人住民税の申告が必要です
2. この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません（申告者自身でどちらか選択することになります）
3. 申告の際に、「スイッチOTC医薬品」の領収書および、健康維持増進増進及び疾病の予防の取組「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類を添付してください

※具体的な「一定の取組」を明らかにする書類は、厚生労働省のホームページ「一定の取組の証明方法について」（チャート）をご覧ください

『給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）』

平成 26 年度税制改正において、給与所得控除の見直しが行われており、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられています。

給与所得控除上限額の変更			
年度	28年度まで	29年度	30年度以降
上限額が適用される 給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除上限額	245万円	230万円	220万円

※詳しくは、国税庁のホームページ「給与所得控除」をご覧ください

【問合せ】
市民税課直通 0965-33-4107